

# 令和8年7月から

## 静岡市 子ども医療費制度の 助成内容を拡充 します

- 診療時間内の通院費を中学生年代まで無償化します
- 入院時の食事代を高校生年代まで無償化します

令和8年7月からの助成内容（下線部分が変更箇所）

年齢区分	通院	時間外通院 ※在宅当番医、 急病センター除く	入院	調剤
0歳	無料	無料 ※償還払い	無料 (食事代助成なし) ↓ (食事代助成あり)	無料
1歳～中学生年代	500円(1回) ↓ 無料	500円(1回) ※償還払い		
高校生年代	500円(1回)			

- ・中学生年代とは15歳到達後の最初の3月31日までの子どものことを言います。
- ・高校生年代とは18歳到達後の最初の3月31日までの子どものことを言います。
- ・現在使用している「子ども医療費受給者証」の使用期限は6月30日までとなります。  
7月1日からは6月下旬頃に送付する「子ども医療費受給者証」を利用してください。
- ・対象医療費は保険診療分です。

◆ 静岡市では、小児救急医療を必要とする児童が適正に診療を受けられる体制を今後も維持していくため、時間外通院について、在宅当番医と急病センターを除き、1歳児以降は1回500円以内の負担と、医療機関で一旦医療費を支払った後、各区の子育て支援課に申請していただき助成する償還払いを継続することとしましたので、ご協力お願いします。